

申命記におけるゲール（寄留の外国人）

加 藤 潔

序. 研究の課題

申命記にはゲールに対する配慮、保護、彼らの社会的諸権利の保障を命じる法が多く記されている。その場合、ゲールは「孤児」、「寡婦」、「門の内にいるレビ人」、「しもべ」、「はしため」、「貧しく乏しい雇人」などと並ぶ者として登場する。このことから一般にゲールとは著しく生活に困窮する者、社会的諸権利を与えられず差別を受けている外国人寄留者であると見なされる傾向が強い。そして、申命記が彼らに対する配慮を命じるのは、申命記の法を定めた者が善意に満ちた人道的思想の持ち主であったからであるとして、われわれもその善意と人道主義を見ならうべきだという教訓をここから読みとって事足りりとするような読み方が生まれる。確かに申命記にはゲールに関する法のみならず人道的内容を示す法が多い。しかし、申命記の成立事情とその時代を考えるならば、申命記が単なる心情的善意と慈善の対象としてのみゲールをとらえているとすることの不正確さに気づかされる。ゲールに関する法は歴史的、社会学的側面からも検討されなければならないし、その結果、これらの法の性格、および今日的意義も新しく検討しなおされるものと思われる⁽¹⁾。

本稿は旧約聖書におけるゲールの用例を調べ、イスラエルとゲールの関係を確認し、合わせてその関係が歴史的にどのように変化していったかを追求するものである。個々のテキストについての厳密な釈義は次の課題として残される部分があり、その意味では不十分な点を残すが、ゲールに関する考え方の概観を示すことにおいて課題の達成としたい。

なお、本稿ではテキストとしてR. キッテルのBiblia Hebraica, 日本語訳

では日本聖書協会訳旧約聖書を使用したか、日本語聖書でゲールの訳語が一定していないためにヒブル語のゲールをそのまま用いることにした。また、複数形ゲーリームを用いるべきところも多いが、便宜上ゲールで統一した⁽²⁾。

I 律法におけるゲール

1. 申命記におけるゲール

申命記においてゲールに言及するのは次の17箇所である。1 : 16, 5 : 14, 10 : 18-19, 14 : 21, 14 : 29, 16 : 11, 16 : 14, 23 : 8, 24 : 14, 24 : 17, 24 : 19-21, 26 : 11, 26 : 12-13, 27 : 19, 28 : 43, 29 : 11, 31 : 12。

これらの箇所においてゲールは次のような特徴をもって描かれている。

(1) 申命記はゲールを「しもべ」、「はしため」、「町の門の内にいるレビ人」、「孤児」、「寡婦」、と並べて登場させる。この内「孤児」、「寡婦」と共に登場することが最も多い(5 : 14, 10 : 18-19, 14 : 29, 16 : 11, 16 : 14, 24 : 17, 24 : 19-21, 26 : 12-13, 27 : 19, 29 : 11, 31 : 12)。これらの人々が並んで登場するということは互いに共通点を持つからであろう。そして、これらの箇所が正しい裁判の保障や、祭への参加と共同の食事、虐待の禁止、賃銀の正しい支払いなどに関する法であるところを見れば、これらの人々は社会的最下層に位置する者であるという見解を持つのは当然であり、ゲールをそのようにとらえる傾向は誤りとは言えない⁽³⁾。

(2) 申命記はしばしばゲールを「あなたの町の内にいるゲール」(14 : 21), 「あなたの門の内にいるゲール」(5 : 14), 「あなたの内にいるゲール」(26 : 11), 「あなたのゲール」(24 : 14), 「彼のゲール」(1 : 16)などと表現する。ゲールは単なる一時的滞在をする外国人ではなく、イスラエルの社会の中に永住する者である。従ってゲールに対する保護の義務が法によって定められるのであるが、上記の表現はゲールがイスラエルの構成員の保護下にあること、または雇用関係にあることを示すものであると推察される。単にゲールの住所表示以上の意味をもつことは確かである。

(3) 申命記の法に従えば、ゲールには時に応じて次の物が与えられる。それによってゲールの生活の一部が支えられる。食物と着物 (10 : 18)。自然死の動物 (14 : 21)。3年目ごとのその年の産物の10分の1 (14 : 29, 26 : 12-13)。落ち穂 (24 : 9-21)。これらの個所はゲールが著しく生活に困窮する者であるとの印象を与える。また、事実そうであったゲールもいたであろう。しかし、ゲールとは土地を所有しない者であって、土地を所有しないからこそゲールなのであるから、そのような社会層に対して産物を与えることは共存する者としては当然の行為であると解釈することもできる。これらの法をもって早急にゲールは「物をもらって食いつないでいるあわれな者」とであると断定することは避けなければならない。

(4) 申命記はゲールの市民的権利を守ることを命じる。正しい裁判を受けることができる (1 : 16, 24 : 17, 27 : 19)。賃銀はその日の内に支払われる (24 : 14)。裁判に関して言うならば、このように定める必要があったほどゲールの権利は失われていたと考えることもできるが、少なくともこの法によってその権利は保障される。また裁判権は非常に重要な市民的権利であるから、申命記がゲールを相当高く評価しようとしていると言えよう。但し、これらの個所においてゲールは「孤児」、「寡婦」、「貧しく乏しい雇人」などと共に言及されているから、土地所有者市民と同等の生活をしているわけではない。

(5) ゲールは安息日を守る義務がある (5 : 14)。これについてはふたつの解釈がある。ひとつは安息日の休息をゲールにも保障してその生活の向上を与えようとした法であるという考え方であり、安息日法に関してはイスラエルと同等に処遇される恩恵的法であるとする解釈である。いまひとつは、ゲールが安息日法の適用外にあったため、ゲールが安息日にも労働をしてより多くの収入を得るので、それを禁止した法であるとする解釈である。M. ウェーバーは後者の立場に立ち⁽⁴⁾、この法は商業行為が経済活動の中で相当の重要性を持つに至った時代を反映していると述べている。このことについては後に再びふれる。

(6) ゲールはイスラエルの祭に参加し、食事を共にすることができる。7週

の祭（16：11）。仮庵の祭（16：14）。契約更新祭（26：11）。イスラエルの祭はカナン定住後、カナンの農耕祭を取り入れたものであるが、それはエジプト脱出の際にヤーウェの神から受けた恵みを記念する意味のものとして「歴史化」⁽⁵⁾された。従ってイスラエルの祭はイスラエル共同体の結束を確立する意味を持っていた。一方、祭は収穫祭でもあって共同の食事が行われた。この祭にゲールが参加するということは、上に述べたようにゲールにも喜びを与えるという恩恵的意味と、区別は残されるが何らかの意味でゲールにイスラエル共同体との関係を与えるという意味とを考えることができる。またウェーバーが安息日法に関して述べたような動機も一考に値いすることであろう。

（7）ゲールを保護する理由は、イスラエルがかつてエジプトでゲールであったためである（10：18-19, 23：8, 24：17, 24：19-21）。このことについては後に述べる。

（8）ゲールはイスラエルから区別される（29：11, 31：12）。

（9）しかし、ゲールはやがてイスラエルの構成員となる（29：11, 31：12）。

（10）ゲールは高くなり、イスラエルはゲールから借金をするようになる（28：43）。

以上、10項目にわたって申命記のゲールに関する法の特徴を示したが、特に（8）～（10）に指摘した点を中心に、申命記成立の経過との関連をふまえて、ゲールの歴史的、社会的変化について検討したい。

2. 祭司資料におけるゲール

申命記はゲールに対して生活に必要な物資を与えることを命じる。社会的諸権利を与えることを命じる。ゲールはイスラエルに近づき、その共同体の中に一定の制限をもちつつも迎えられて行く。ゲールは以上の点についてはイスラエルから恩恵を受ける立場にいる。しかし、申命記28章以下において、ゲールはそれまでのイスラエルに対する一方的従属の関係から離れて、イスラエルよりも高くなる可能性を持ち、律法を学び、イスラエル構成員となり得る者として描かれる。すなわち、ここにゲールの社会的立場の根本的变化が現れるのである。これは、いかなる事情による変化なのであろうか。

一般に、申命記は12-26章が最古の資料、いわゆる「原申命記」であり、5-11章および27-28章は「原申命記」に対する編集上の加筆であり、1-4章および29-34章は最終的に申命記を編集した申命記史家の筆によるものと考えられている。「原申命記」の存在、ことに「原申命記」とヨシヤ王の律法書および彼の行った祭儀改革との関係、また申命記史家の編集とその年代など、申命記の成立に関しては、デ・ヴェッテ⁽⁶⁾以来、ヴェルハウゼン⁽⁷⁾を経て今日に至るまで多くの学説を生んだ。ここではその詳細を論ずる余裕はないが、「原申命記」をヨシヤの時代に近距離のものとし、申命記史家の編集を捕囚期、あるいは捕囚後まもない時期とする説に従うこととする⁽⁸⁾。そこで、この説に従うならば、上に述べた申命記におけるゲールの社会的立場の変化は、捕囚前のゲールと捕囚期を経て捕囚後に至る時代のゲールとの間にある変化として考えることができる。ゲールはこの時期に特に目立った歴史的変化をしているのであり、またゲールの変化は同時にイスラエルの内部、およびその周辺の変化でもあると言える。その変化はさまざまな領域に及ぶが、ゲールに関して言うならば、彼らが経済活動の領域において重要な位置を占めるようになったことを最大のものとしてあげることができよう⁽⁹⁾。イスラエルがゲールから借金をするようになるという指摘は、まさにそのことを象徴している。人間の歴史において、法が社会的状況を作るというのは表面上の、いわば建前論であって、現実には社会的状況が法を生むのである。このことは聖書においても例外ではない。そこで、以上の前提と予測に立って、捕囚期ないし捕囚後資料である祭司資料においてゲールがいかなる姿を示すかを検討したい。

祭司資料におけるゲールに関する法は次のような特徴がある。

(1) 祭司資料においてもゲールに対する保護が命じられる。ゲールを虐げてはならない(レビ記19:33)。ゲールには落ち穂が与えられる(レビ記19:10, 23:22)。しかし、この場合、申命記のように「孤児」、「寡婦」と並んでゲールが登場することはない。いかなる場合でも、祭司資料はゲールと「孤児」、「寡婦」などを並べて描くことはない。この点は申命記とは明らかに異なっている。

(2) 祭司資料は多くの場合、ゲールをイスラエルと並ぶ者として描く。「この国に生まれた者も、あなたがたの内に宿っているゲールも」(レビ記16:29, 18:26, 24:16, 24:22)。「イスラエルの家の者、またはあなたがたのうちに宿っているゲールも」(レビ記17:10, 20:2, 22:18)。そしてこれらの場合、ゲールはイスラエルと同じように燔祭、犠牲を捧げ、血を食べることを避け、モレクに子を捧げることを禁止され、律法を守り、主の名を汚すなど命じられる。ゲールはイスラエルと区別されつつも、律法を守ること、祭儀への参加などについては許可されるのではなく義務として命じられるのである。このことは、ゲールがもはや善意と慈善の対象ではなく、また、止むを得ずそこにいるので保護しなければならない人々でもなく、イスラエルにとって共存しなければならない役割を担っている人々であることを示していると言えよう。民数記もこの点は徹底している⁽¹⁰⁾。

(3) 祭司資料はさらにゲールに対してイスラエルの構成員になる道を開く。出エジプト記12章42-51節の過越祭の法は、12章1-20節の本来の法に対して後代に加えられたものであり祭司資料と見なされるが、割礼を受ければゲールはイスラエルに加えられると定めている。エゼキエルは捕囚後のイスラエル再建の幻の中で、ゲールに土地を与え、イスラエルと同等に嗣業を与えよと述べているが(エゼキエル書47:21-23)、祭司資料と同年代の文書として注目に値する。

(4) 零落したイスラエルはゲールに身を売ることがあった(レビ記25:47-49)。その場合、身を売った者の近親者は彼を買い戻さなければならない。この法は明らかにゲールが経済的に強い力を持ち得た状況を反映している。

以上のことから、ゲールに関する法の変化について次のように推察することができる。申命記の法の源の一部をなす「契約の書」⁽¹¹⁾において、ゲールは「孤児」、「寡婦」と共に虐げてはならぬ存在として描かれており(出エジプト記22:21)、申命記はその立場を継承してゲール保護を命じている。しかし、社会的状況の変化に伴って、捕囚後においてはゲールとイスラエルの共存が命じられる。ただし、すべてのゲールが豊かになり市民権を得たのではない。詩

篇(94:6, 146:9), 預言書(エレミヤ書7:6, 22:3, エゼキエル書22:7, 22:29, ゼカリヤ書7:10, マラキ書3:5)などでゲールは「孤児」, 「寡婦」, 「貧しい者」と共に保護されるべき者として描かれているからである。

Ⅱ イスラエル史におけるゲール

1. 族長とゲール

次にゲールの社会的位置, またはゲールに関する社会的・歴史的状況について検討したい。

ゲールの動詞形「ゲール」は「一時的に居住する」, 「元来の諸権利を持たぬ新参者として居住する」, あるいは単に「滞在する」という意味であり, 従ってゲールは「一時的居住者」, 「無権利の住民」を意味する⁽¹²⁾。しかし, イスラエル史においてゲールは単に一時的居住者という生活形態だけを意味する普通名詞として扱われているのではない。ゲールはイスラエルの歴史をいかにとらえるかに関わる重要な名称である。以下, いくつかの用例をあげたい。

族長たちはゲールであった。神はアブラハムに対して, あなたの子孫はゲールとなり, 400年間他の国の人々に仕えたと告げる(創世記15:13)。アブラハムはヘテ人に対して自分をゲールと呼び, 妻サラのための墓地を求める交渉をする(創世記23:4)。イサクはカナンを寄留の地とした(創世記35:27, 出エジプト記6:4)。ヤコブはラバンのもとに寄留した(創世記32:4)。ヨセフの兄弟たちはエジプトに寄留することを求めた(創世記47:4)。

モーセはエジプトにおいてゲールであった。出エジプト記18章3節においてモーセの子供の名が「ゲルショム」であったと紹介されるが, その名はゲールに由来する。イスラエルがエジプトの地でゲールであったことは, 契約の書, 申命記, その他に多く記されているとおりである。

これらの用例を見る限り, 族長時代からエジプト移住, そしてエジプト脱出とカナン定住に至るまで, イスラエルは一貫してゲールであった。動詞形グー

ルは確かに一時的に短期間身を寄せることについても用いられている。神の使いがロトの家に身を寄せた時にも（創世記19：9）ゲールが用いられており、このような場合は一時的居住にすぎないが、モーセのように自分の子供にゲールを意味する名をつけるということは、エジプトにおいてイスラエルが明らかなひとつの社会層としてゲールであったことを示すと考えられる。

2. ヒブルとゲール

ここで、これらの時代においてイスラエルがゲールであると同時に「ヒブル」と呼ばれていたことに注目したい。用例は次のとおりである。

アブラハムはヒブルであった（創世記14：13）。彼はヒブルとしてメソポタミヤからカナンに、そして一時エジプトにも移住した。

ヨセフはヒブルとしてエジプトに売られた（創世記40：15）。

エジプト人はヒブルを蔑み、共に食事をすることを汚らわしいと考えた（創世記43：32）。

エジプト王パロはヒブルを奴隷として扱っていたが、ヒブルの人口が増加することを恐れてヒブルの男児を殺した（出エジプト記1：15）。

モーセがヒブルの解放を求めて活動を開始した時、神はモーセに対して自らを「ヒブルの神ヤーウェ」と呼ぶ（出エジプト記3：18, 5：3）。

今日、ヒブルとはヒブル語、ヒブル民族などの表現から考えてイスラエルとはほぼ同義語の民族名であると一般には考えられている。しかしそれは正しい認識とは言えない。渡辺善太はその著「出エジプト以前」において族長の移住、エジプト滞在と脱出の時代の歴史的背景を詳細に検討し、ヒブルがハビル、アピル、サガツなどと同じ意味を持つ抑圧された階級の名称であることを立証した。⁽¹³⁾ フォン・ラートもヒブルについて次のようにその姿を描く。ヒブルとは社会的、法的位置を指示する言葉であって、民族名ではない。ヒブルは紀元前2000年から1000年にかけて小アジア、メソポタミヤ、エジプトなどに現れるが、彼らはその場合に奴隷、傭兵、時には略奪者として描かれる者である⁽¹⁴⁾。

このことを考慮するならば、カナン定住以前のイスラエル史はヒブルの歴史として描かれることになる。選民イスラエルの父祖である族長たちは、メソポ

タミヤからカナン、そしてエジプトに至る民族移動の中にいたヒブルであったことになる。エジプトに移住したヤコブとその一族は、おそらく、紀元前1750年ごろ、エジプトに侵入し、エジプト第13王朝を倒したヒクソスと呼ばれる侵入者と共にいたヒブルと見なされる。ヒクソスはエジプトを支配したが、1560年頃に撤退し、その後もヒブルはエジプトに居住し、奴隷的階層として存在していた。そして、モーセを中心として、彼らは「ヒブルの神ヤーウェ」の発見によってエジプトから集団脱走し、カナンに向った。カナン侵入の歴史的事実については、当初カナン人のいない山地に侵入し、第2段階として次第に平地に侵入したとするアルトやノートの説、初めから武力による征服を行ったとするオールブライトの説があるが、メンデンホールの、いわゆる「ひき揚げ説」について今日次第に支持者が現れている⁽¹⁵⁾。メンデンホールは次のようにカナン侵入と定住を説明する。カナンには紀元前2000年期より都市国家支配の形をもっていたが、エジプトから来たヒブルと、カナン都市国家の支配下にいた被支配階層とが一致してイスラエル信仰共同体を結成した。メンデンホールの説は部分的修正を求められる点もあるが、カナン侵入と定住の主たる担い手を被支配者の階層と見ることに興味深い。

このように考える時、カナン定住前のイスラエルがヒブルと呼ばれ、同時にゲールと呼ばれていたことの中に彼らの実相を見出すのである。ヒブルは奴隷的最下層の者であった。ゲールは無権利状態の寄留者であった。言葉としては異なるが、両者はその置かれた社会層という観点からは非常に多くの共通点を持つ。歴史的、社会的存在形態は共通する。

また次のことも注目に値いするであろう。フォン・ラートなどの指摘するように⁽¹⁶⁾、イスラエルはその歴史を回顧する形でのクレドを持つが、その中で族長については「わたしの先祖は、さすらいのアラム人であった」と述べる。

またエジプト移住については「わずかの人を連れてエジプトに下って行って、その所に寄留（ゲール）した」と述べる⁽¹⁷⁾。

以上のことから、次のことを確認したい。カナン定住前のイスラエルはヒブルと呼ばれる社会層に属し、またゲールであった。彼らは「ヒブルの神ヤーウ

エ」の信仰の下に歴史形成を始めた。彼らは自分たちがヒブルであったことの中に信仰共同体の原点、基礎を見出した。それゆえに、イスラエルはゲールに対する保護を自分たちの責任としてとらえていった。それは単なる「社会的無権利の者への心情的同情」以上のものである。それは、ヒブル、ないしゲールの社会層こそがヤーウェの歴史の担い手であるとする歴史観に基づくものである。ここに、ゲール保護の法の精神がある。前述した申命記26章のクレドーはそれゆえに、ヒブル、ゲールとしての歴史を回顧した告白に続いて次のように述べる。「あなたの神ヤーウェがあなたとあなたの家に賜ったすべての良い物をもってゲールと共に喜び楽しまなければならない。」⁽¹⁸⁾

カナン定住前の事情はおおよそこのように考えられるが、定住後、イスラエル自身が土地を取得した時代においてはイスラエルとゲールの関係は新たな状況を迎える。次にその点を概観したい。

3. カナン定住後のゲール

イスラエルはカナンにおいてやがて国家を形成した。彼らはかつてはゲールであったが、いまや分割土地所有者を中心とする社会を形成した。その時、彼らの周囲にはやはりゲールが存在した。農耕時代が進むにつれて貧富の差、階級が生じ、ゲールは保護されるべき社会層を形成した。やがて、農業生産物の分配を中心とした経済活動の中に、貨幣経済が始まった。生産物は周期的「市」を通して流通しはじめ、生産物を、輸入品も含め流通させる商人が大きな社会的位置を占める時代に向かうのである。

この時代のゲールについてはすでに述べたが、次のことは追加しておかなければならない。

ゲールのある者はイスラエル正規軍の兵士となった。サムエル記下1章13節によれば、サウル王の陣営にアマレク人であって「ゲールの子」である兵士がいたが、彼は戦場でサウルが重傷を負った時、サウル自身の要求に従ってサウルを殺す。彼はサウルの冠と腕輪をダビデに届け、ダビデはこの「ゲールの子」を殺す。彼がサウルの軍隊の中でいかなる階級であったか、また当時の軍隊構成員の詳細は不明であるが、少なくともイスラエルの軍隊の中にゲールがいた

いたことは記憶すべきことである。

ゲールのある者たちは高度な技術を持つ集団を形成した。歴代志下22章2節によれば、ダビデ王はエルサレム神殿建築の際に「イスラエルの地にいるゲール」を集めた。彼らは石、鉄、青銅、香柏を用いて建築をする技師である。このような技術は当然のことながら親子、師弟関係の中で伝達されるのであって、彼らが技師としての集団を形成していったこと、そしてその集団はひとつの社会的階層を形成したことが想像できる。

ゲールのある者は商人となった。ゲールがイスラエルに金を貸し、またイスラエルの零落した者の身を買う例のあったことはすでに述べたとおりである。ウェーバーはゲールの最大の特徴は土地を持たぬこととするが、しかし、イスラエルの都市には多くのゲールが居住し、やがてゲールは都市大衆を形成していったと言う⁽¹⁹⁾。ゲールはもはや個人として、例外的に存在しているのではない。ゲールの生活形態は多様であった。イスラエルの中の個人が私的に身近かなゲールを保護する場合もあり、古来の法が定めているところに従って祭などにおいて宗教的意味に従ってゲールに対応する場合もあったであろう。しかしゲールはこの時代においては政治的に、法的にその存在を保障される者となったのである。一時的に寄留する外国人、トーシェーブも個人的私的保護を受けることができるが、ゲールはそれ以上の立場を確保している。たとえばゲールは裁判を要求する権利を持つ。弁護人を要求する権利を持つ。ゲールはイスラエルと同一の法が適用される。このことは、ゲールがイスラエル社会ですでに獲得していた社会的、ことに経済的立場がイスラエルと同等であったことを立証する。従って、イスラエルの側から言えば「保護」であったとしても、実際にはゲールは「権利」を獲得しており、イスラエルはそれを法的に認めざるを得ないのである。

このような状況はおそらく王国時代後半にはすでに起こり始めていたであろう。あるいはもっと早かったかも知れない。いずれにしてもゲールの社会的地位は急速に増大したと思われ、それは農業中心の経済から商業、手工業の経済への進展に比例していたであろう。

ヨシヤ王の改革は祭儀集中化を中心とする祭儀改革であったと言われる。しかし、当時の外国勢力との関係で考えるならば、アッシリヤの勢力が衰え、まだバビロンが勢力をのばしていない外国支配力交代の中間時点において、外国宗教の要素を国内から一掃し、ヤーウェ主義の下に政治的独立の確保をねらった政治的運動としてとらえることができる⁽²⁰⁾。失敗したとはいえ、すでにヒゼキヤ王の時代にこのことは実行されている。申命記がヨシヤ王の改革に近い時期にその中心部分がまとめられたとするならば、申命記法はイスラエル共同体の宗教的一致と純化と共に、政治的、経済的内部強化を目ざすものとして編集されたと考えることができる。事実、一見人道的理由と見られながら、利息禁止法、借金返済免除の法、近親者による土地買戻しの法などは富の独占を禁止し、共同体全体の力を養うことを目ざすものと考えられるし、その他の法においてもその目的は共同体の力を養うことがくりかえし求められていると思われる。

このような状況において申命記がゲールに対する保護と権利の保障を命じているということは、単なる人道主義以上の目的をもつと考えてよいのではないだろうか。また申命記法に大きな影響を与えたとされる預言者たちの発言もこのような意味を考慮してとらえることができるであろう。

かくして申命記のゲールに関する法は、イスラエル社会の政治的、経済的状況との関わりの中で共同体強化の観点から定められていった。そして申命記は、モーセの名によって定められたヒブル的立場の者を歴史の基礎とする歴史観ないし原則に立って、ゲール保護の理念を出エジプト事件から導き出す伝統を保持しつつ、新しい時代への過渡的役目を果たした。そして捕囚後においては、さらに重要性を増したゲールに対して、イスラエルと並ぶ権利を与え、もはや生活困窮者として描くことさえやめて彼らとの対等な共存への道を進む法を整備していったのである。

結び

旧約聖書にはゲールに関する記述は単語の数から言えば名詞形で90回弱、動詞形で約90回、合計約180回に及び、その回数は決して少なくない。しかし、名詞形ゲールについてはその大半がゲールに関する法、あるいはそれを言いかえたものであり、それらはかなり共通した形をなしている。従ってゲールの実像を描くのはかなり困難である。動詞形はあくまでも「寄留した」という行動を表す場合が多く、本稿で論証を試みた社会層としてのゲールをとらえる資料としてはあまり利用できない。法においてゲールと並列される人々については、古い法の定式を後の時代にもそのまま用いる可能性もあるので、並列される人物とその法の資料年代からのみその時代のゲールの社会的位置を断定することは注意しなければならない。こういったことから、ゲールの時代ごとの実像を描く作業は非常に困難である。しかし、申命記において、「原申命記」と申命記史家の筆による部分との相違点、および申命記と祭司資料との相違点はかなり明白であったため、以上のような推量に基づく試みとしての展開をここにまとめた。さらに多くの点を確認しなければならない。特に、個々のテキストの釈義と捕囚後の政治的、経済的状況などについては確認を経ていない。しかし、おおまかな概観としては大きな誤りはないと考える。

聖書はこれからも神の側からではなく人間の側から、支配者の側からではなく民衆の側から読み直されるべきである。⁽²¹⁾ 本稿はそのような考えに立って、イスラエルの側からではなくゲールの側から考察を試みた。その視点だけでも認めていただければ幸いである。

「あなたがたは寄留の他国人を愛しなさい。あなたがたもエジプトの国で寄留の他国人であった」（申命記10章19節）

註

- (1) 李仁夏「寄留の民の叫び」1979. 1-3頁。寄留の他国人と在日韓国・朝鮮人を対比させることを認めるが、次のように問題点を指摘する。

「しかし、わたしは、旧約の律法の書の規定のように、ただ、保護され、その人権を保障されるべき存在として、在日韓国・朝鮮人を規定するならば、問題が残ると思う。(中略)今日の在日韓国・朝鮮人は恩恵の対象としてのみ、他者から規定されることを拒否するであろう」。柏井宣夫「真実の言葉を求めて・申命記による」1980. 87-88頁。「ここで注意しなければならない。寄留の他国人をかわいそうな人とあわれみの目で見るとは、ここに命じられていないのである。そのようなあわれみの目で見下げることは民族差別の一種でしかない。彼らは神の愛を受けた者として、生きるべき正当な地位と尊厳をもっている。(中略)イスラエルで寄留の他国人がどういう事情で発生したかよく分からない。一部には征服した先住民が含まれていたかもしれない。わが国で言えば、在日韓国・朝鮮人がそれにあたる。この場合、われわれ日本人には朝鮮の植民地支配という歴史的責任がある」。日本は法的にも国民一般の認識においても、日本を単一民族国家であると考え、在日韓国・朝鮮人、アイヌ人をはじめとする人々の歴史、文化、民族の尊厳を認めず、差別・排外・同化を是とする意識が強い。ゲールについて考えるということは、現代の重要な課題である。

- (2) ゲール (gēhr) の複数形 (gērim) は単なる複数のゲールを意味するよりも、「寄留者層」と訳される一定の社会層ないし法的立場を表す言葉として用いられる。M. Weber. *Das Antike Judentum* (邦訳「古代ユダヤ教」) はゲールの検討にあたってもっぱらゲーリームを用いる。
- (3) ただし、イスラエル社会においてこれらの人々がいかなる社会的状況にあったのかは正確な検討を要する。特にレビ人については歴史的变化を含めて論じる必要がある。
- (4) M. Weber. 前掲書。64-65頁。
- (5) G. E. Wright. *Faith of Israel*. 邦訳「旧約聖書神学入門」123頁。
- (6) De Wette. *Dissertatio Critica*. 1805.
- (7) J. Wellhausen. *Prolegomena zur Geschichte Israels*. 1883. 英訳:

Prolegomena to the History of Ancient Israel. 1957. ヤーウェ資料 (J) と少し遅れてエロヒーム資料 (E) が紀元前7世紀以前に結合し、申命記 (D) が7世紀に書かれて J E と結合し、捕囚後祭司資料 (P) とさらに結合して現在のモーセ五書 (J E D P) が生まれたと主張。これらの年代決定の中心に、申命記とヨシヤの律法書を同一とする考えがあった。

- (8) A. Weiser. The Old Testament: its formation and development. 1961. p. 125~135.
- (9) M. Weber. 前掲書。58頁。
- (10) 民数記 9 : 14, 15 : 14-30, 19 : 10参照。
- (11) 出エジプト記 20 : 22-23 : 33。ヨシュア記 24章のシケムにおける契約締結のできごとと関連し、カナン定住後しばらくしてから成立した律法集。ただし、23 : 20-33は申命記的思想、表現が見られるので2次的付加。23:13-19は、34:14-26の祭儀的十戒と内容が一致するのでこれも付加と考えられる。
- (12) F. Brown, S. R. Driver, C. A. Briggs. A Hebrew and English Lexicon of the Old Testament. 1962. T. M. Mauch. "sojourner" The Interpreters Dictionary of the Bible. IV. 1962. p. 397-399. S. R. Driver. Deuteronomy. The International critical Commentary. 1895. p. 126. D. Kellermann. "gur, ger, geruth, meghurim" Theological Dictionary of the Old Testament. II. p. 439-449.
- (13) 渡辺善太「出エジプト以前, セム・ヘブル・イスラエル原始像」1972. 486 頁以下。
- (14) G. von Rad. "Israel, Juda, Hebräer im AT" Theologisches Wörterbuch Zum Neuen Testament, III. s. 359.
- (15) G. E. Mendenhall. Hebrew Conquest of Palestine. 1962. メンデンホールの著作を手にする事ができず、次の論文を参照した。守屋彰夫「古代イスラエルの「共同体」形成—メンデンホールの「ひき上げ説」を中

心に” 日本聖書学研究所編「聖書における個と共同体」1975。関根正雄
“旧約聖書と法” 「旧約聖書と共に・上」1977.

- (16) G. von Rad. Theologie des Alten Testaments. 1957. 邦訳：「旧約聖書神学Ⅰ」 149頁以下
- (17) 申命記26：5
- (18) 申命記26：11
- (19) M. Weber. 前掲書. 58頁
- (20) M. Noth. The History of Israel. 1960. p. 270
- (21) 在日アジア人センター編「講演集・民衆神学」1984. 「講演集・民衆神学Ⅱ」1986. この中で徐南同, 朱在鏞, 安炳茂, 金顕球, 申英子などが韓国人神学者として民衆の立場に立つ神学, 聖書学, 歴史学を論じている。金顕球は“民衆神学の要約と愛の行態（ヘンテ）による人権神学” 「講演集・民衆神学Ⅱ」 112頁で, 在日韓国人はヒブルであり, アジアにおいて日本人はパロの国民であると述べている。このように, 民衆の立場から聖書を読み直す作業は, 単に研究室の中での学問上の興味からではなく, 現代のアジアにおいて生きる者として自らの存在を賭けて, 研究と実践の両面において追求すべき課題である。